# 施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和 年 月~令和 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、館山市内に居住していることを館山市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを館山市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を館山市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を館山市が確認すること。

## 1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定		生年月日	年	月	日	
氏 名	※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です	子 ど と の 続柄	現住所	館山市電話:				

### 2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条0	の4の認定種別	□ 第2号	□第	3号	認	定	番	号				
生年月日		年	月	目	フ	IJ	ガ	ナ				
施設等	利用費の請求期間	の住所			H			名				
□ 現住所の	つとおり 🛮 転入	した 口車	転出し†	<u> </u>	II.			70				
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出						を記	入		令和	年	月	日

## 3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	預	金	種	田	□ 普通	] 当月	莝	
銀行・信用金庫 支店	П	座	番	岩				
農協・信用組合 出張所	口座	名義(	カタカ	<b>)</b> ナ)				

<sup>※1</sup> 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出してください。

## 4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

1	フ施事	設	ナ ・名			所	在	地	電話:			
		契約して	てい	る利用料※2	□月額		円口	日額		円口	時間額	円
	フ	リガ	ナ						₹			
2	施事	設業	· 名			所	在	地	<b>帝</b> 北			
	7	未	70		,				電話:			
		契約して	てい	る利用料※2	□月額		円口	日額		円口	時間額	円
	フ	リガ	ナ						₹			
3	施事	設業	· 名			所	在	地	電話:			
		契約して	てい	る利用料※2	□月額		円口	日額		円口	時間額	円

4	フ施事	リ ガ ナ 設 ・ 業 名			所	在	地	〒    電話:
		契約してい	る利用料※2	□月額		円口	日額	頁 円 □ 時間額 円
	フ	リガナ						〒
(5)	施事	設 業 名			所	在	地	世 電話:
		契約してい	る利用料※2	□月額		円口	日額	頁 円 □ 時間額 円
	フ	リガナ						〒
6	施事	設 ・ 業 名			所	在	地	電話:
		契約してい	る利用料※2	□月額		円口	日額	頁 円 □ 時間額 円

※①~⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利 <u>用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した</u>月額相当分を 記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用	年月日	に又払つだ 日類利田料	一時預かり事業・病 児保育・子育て援助 活動支援事業に支 払った月額合計利用 料 (b) ※3	支払額合計	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して 小さい方)
令和	年 月	円	円	円	円	円
令和	年 月	円	円	円	円	円
令和	年 月	円	円	円	円	円

- ※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供 証明書をすべて添付して下さい。
  - また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。
- ※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の 月額相当分を算定して下さい。(小数点以下、切り捨て)
- ※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

  - ・月途中で認定期間が終了する場合、 または別の市町村へ転出する場合の限度額:37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
  - ・月途中で認定期間が開始される場合、
  - または別の市町村から転入した場合の限度額: 37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数

館山市からの償還払いは、基本的に年4回(3か月毎)です。

 $4 \cdot 5 \cdot 6$ 月分  $\rightarrow$  7月末日まで  $7 \cdot 8 \cdot 9$ 月分  $\rightarrow$  10月末日まで  $1 \cdot 10 \cdot 11 \cdot 12$ 月分  $\rightarrow$  1月末日まで  $1 \cdot 2 \cdot 3$ 月分  $\rightarrow$  4月15日まで

10・11・12月分 → 1月末日まで

※申請から振込するまで1か月程度かかりますのでご了承ください。 期限を過ぎても申請できますが、利用月から2年を経過すると申請できなくなります。



## 施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

## 【令和7年4月~令和7年6月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、**請求する月を記入すること**。 の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

3か月毎です。

- 1. 申請者と認定子どもが、館山市内に居住していることを館山市が住民基本台帳で 確認すること。
- 2. 実際に利用していることを館山市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を館山市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を館山市が確認すること。

#### 1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	タテヤマ	Япр	認定			生年月日	平成	<b>3</b> 年	5	月	5	目
氏 名	館山	太郎	子ども との	父	現住所	館山市北条	1145-1					
	※償還払い	ハの場合の振込先は申請者名義の口座です	続柄			電話: 0470-	-22-3496					

法第30条の4の認定種別 ☑ 第2号 □ 第3号 認 定 番 号 ○○○○○										
法第30条の4の認定種別 ☑ 第2号 □ 第3号 認 定 番 号 ○○○○○										
生年月日 令和 4 年 4 月 1 日 フ リ ガ ナ ゲヤマ 仟吋										
施設等利用費の請求期間の住所 氏名館山一郎										
☑ 現住所のとおり □ 転入した □ 転出した										
:記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入 <b>請求者と違う場合は、委任状が必</b>										
要になります。										
3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)										
金融機関名 預金種目 2 普通 □ 当										
銀行 信用金庫 ○○ 支店 口 座 番 号 1 2 3 4 5 6	7									
農協・信用組合 出張所 口座名義(カタカナ) タデヤマ タロウ										

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出してください。

## 4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

	フ	リガナ	<ul><li>○○タクジショ</li></ul>						〒 ○○○-	0000	)	
(I)	施事	設 ・ 業 名				所	在	地	南房総市			
	事	業名							電話: 〇〇	00-0	請求期間に利用	したす
		契約してい	ヽる利用料※2	☑ 月額	15,	000	円口	日額		円口	べての施設を記	
	フ	リガナ	- □□ Ŀ ゙ョウシ ゙シセツ						〒 ○○○-	0000	こと。	
2	施事	設 ・ 業 名	□□病児施設			所	在	地	館山市			
(2)	事	業名							電話: 〇〇	00-0	0-000	
		契約してい	↑る利用料※2	□月額			円 🗹	日額	2,000	円口	時間額	円
	フ	リガナ	_ △ △ ビョウジシセツ						₹ 000-	0000		
3	施	設 ・ 業 名	^   今日伝知			所	在	地	南房総市			
0	事	業名							電話: 〇〇	00-0	0-000	
		契約してい	ヽる利用料※2	□月額			円 🗹	日額	3,000	円口	時間額	円

4	フ施事	リガナ 設 業 名			所	在	地	〒 也 電話:	
		契約してい	る利用料※2	□月額		円口	日額	頁 円 □ 時間額	円
	フ	リガナ						〒	
(5)	施事	設 業 名			所	在	地	電話:	
		契約してい	る利用料※2	□月額		円口	日額	頁 円 □ 時間額	円
	フ	リガナ						〒	
6	施事	設 業 名			所	在	地	電話:	
		契約してい	る利用料※2	□月額		円口	日額	円 □ 時間額	円

※①~⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利 <u>用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を</u> 記入して下さい。

#### 5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	に又払った 月額利用料 (保育料) (a) ※3 ※4		一時預かり事業・病 児保育・子育て援助 活動支援事業に支 払った月額合計利用 料 (b) ※3		支払額合計	ŀ	月額上限都 (d)	Ĭ,	請求額 (cとdを比較して 小さい方)		
令和7年4月	15, 000	円		円	15, 000	円	37,000	円	15, 000	円	
令和7年5月	15, 000	円	2, 000	円	17, 000	円	37, 000	円	17,000	円	
令和7年6月	15, 000	円	25, 200	円	40, 200	円	37,000	円	37,000	円	
※3上記で記入し証明書をすべまた、子育て			施設の領収書、 添付すること。		る書類(施設か を行う会員が発行		汗動力	学学	も・子 <sup>7</sup> 支援 <b>する額です</b> 。	提供	

- ※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の
- 月額相当分を算定して下さい。(小数点以下、切り捨て)
- ※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。

月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

- ・月途中で認定期間が終了する場合、
- または別の市町村へ転出する場合の限度額:37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
- ・月途中で認定期間が開始される場合、
- または別の市町村から転入した場合の限度額: 37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数

館山市からの償還払いは、基本的に年4回(3か月毎)です。

7・8・9月分 → 10月末日まで 1・2・3月分 → 4月15日まで 4・5・6月分 → 7月末日まで

10・11・12月分 → 1月末日まで

※申請から振込するまで1か月程度かかりますのでご了承ください。 期限を過ぎても申請できますが、利用月から2年を経過すると申請できなくなります。